

虐待を防ぐネットワークの役割

～高齢者が尊厳を持って暮らし続け
られる 地域づくりのために～

北海道空知総合振興局保健環境部
保健福祉室社会福祉課
主査(保険運営) 板橋 純子

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(目的) 第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持によって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の養護に資することを目的とする。

「平成21年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」結果より

<全市町村(特別区を含む)。21年度末、1,750団体>

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

表-1 相談・通報件数、虐待判断件数

	養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
21年度	408件	76件	23,404件	15,615件
20年度	451件	70件	21,692件	14,889件
増減	△43件	6件	1,712件	726件
増減率	(△9.5%)	(+8.6%)	(+7.9%)	(+4.9%)

1-1市町村における対応状況等

表-2 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	14	105	123	51	2	16	1	38	81	41	452
(%)	3.4%	25.7%	27.7%	12.5%	0.5%	3.9%	0.2%	9.3%	15.0%	10.0%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数 408件に対するもの。

表-3 相談・通報に関する事実確認の状況

	事実確認を行った事例				事実確認を行わなかった事例			
	総数	事実が認められた	事実が認められなかった	判断に至らなかった	総数	虐待ではなさそうと判断した	調査を予定していた又は検討中	都道府県へ調査を依頼
件数	362	68	192	102	61	18	17	7
%	85.6	18.8	45.4	24.1	14.4	4.3	4.0	1.7

表-4 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	83件
虐待の事実が認められた	68件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	15件

1-2 都道府県における対応状況

表-5 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	55件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	5件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	15件
事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	4件
後日、事実確認を予定又は要否を検討中の事例	2件
事実確認を行わなかった事例	26件

1-3 虐待の事実が認められた事例件数

表-6 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村から都道府県へ報告があった事例	都道府県と共同して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	総数
件数	68	3	5	76

表-7 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護・訪問入浴介護	老人デイサービスセンター	特定施設入居者生活介護	合計
件数	23	11	2	17	7	2	1	2	3	3	2	3	76
%	30.3%	14.5%	2.6%	22.4%	9.2%	2.6%	1.3%	2.6%	3.9%	3.9%	2.6%	3.9%	100.0%

表-8 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	53	2	26	6	1	90
%	59.7	2.6	34.2	10.5	1.3	-

表-9 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計
人数	5	17	18	37	30	16	11	1	1	138
%	3.6%	12.3%	13.0%	26.8%	21.7%	13.0%	8.0%	0.7%	0.7%	100.0%

表-10 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	%
自立	4	2.9%
要支援1	1	0.7%
要支援2	2	1.4%
要介護1	16	11.6%
要介護2	14	10.1%
要介護3	21	15.2%
要介護4	50	36.2%
要介護5	28	20.3%
不明	2	1.4%
合計	138	100.0%

表-11 虐待の事実が認められた事例への対応状況(件数)

市町村による指導等	施設等に対する指導	61
	改善計画提出依頼	46
	従事者への注意・指導	14
介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使(都道府県又は市町村)	報告徴収、質問・立入検査指導	39
	改善勧告	6
	改善命令	1
	指定の停止	0
	指定取消	0
	合計	46
当該施設等における改善措置(複数回答)	施設等から改善計画の提出	61
	勧告・命令等への対応	6
	その他	21

2. 養護者による高齢者虐待について

表-1 相談・通報件数

	相談・通報件数
21年度	23,404
20年度	21,692
増減	1,712(7.9%) ↑

表-2 相談・通報者内訳(複数回答)

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者本人	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人数	10,346	1,318	1,856	2,728	2,908	417	1,679	1,734	2,041	113	25,140
(%)	44.2%	5.6%	7.9%	11.7%	12.4%	1.8%	7.2%	7.4%	8.7%	0.5%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数 23,404件対。

表-3 事実確認の実施状況

	件数	%
事実確認調査を行った事例	22,791	96.0
立入調査以外の方法により調査を行った事例	22,551	(95.0)
訪問調査を行った事例	14,521	[61.5]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	7,930	[33.4]
立入調査により調査を行った事例	240	(1.0)
警察が同行した事例	105	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	36	[0.2]
事実確認調査を行っていない事例	942	4.0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	477	(2.0)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	465	(2.0)
合 計	23,733	100.0

表-4 事実確認の結果

	件数	%
虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	15,615	68.5
虐待ではないと判断した事例	4,029	17.7
虐待の判断に至らなかった事例	3,147	13.8
合 計	22,791	100.0%

表-5 虐待の類型・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	9,919	3,984	5,960	96	4,072	24,031
%	63.0	2.6	34.2	10.5	1.3	-

表-6 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,616	2,458	3,440	3,834	2,924	1,604	126	16,002
%	10.1%	15.4%	21.5%	24.0%	18.3%	10.0%	0.8%	100.0%

表-7 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	%
未申請	3,919	24.5%
申請中	441	2.8%
認定済	10,972	68.6%
認定非該当(自立)	553	3.5%
不明	117	0.7%
合 計	16,002	100.0%

表-8 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	%
要支援1	850	7.7%
要支援2	1,019	9.3%
要介護1	2,151	19.6%
要介護2	2,244	20.5%
要介護3	2,180	19.8%
要介護4	1,549	14.1%
要介護5	929	8.5%
不 明	50	0.5%
合 計	10,972	100.0%

表-9 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	%
自立又は認知症なし	1,642	15.0%
自立度Ⅰ	1,803	16.4%
自立度Ⅱ	3,185	29.0%
自立度Ⅲ	2,567	23.4%
自立度Ⅳ	857	7.8%
自立度Ⅴ	222	2.0%
認知症はあるが、自立度不明	483	4.4%
自立度Ⅱ以上(再掲)	(7,315)	66.7%
認知症の有無が不明	212	1.9%
合 計	10,972	100.0%

表-10 被虐待高齢者における虐待者と同居の有無

	同居	別居	その他	不明	合計
件数	13,487	1,928	178	22	15,615
%	86.4	12.3	1.1	0.1	100.0

表一 11 世帯構成

	單身世帯	夫婦二人世帯	未婚の子と同一	既婚の子と同一	その他	不明	合計
件数	1,378	2,890	5,864	4,153	1,307	23	15,615
%	8.8	18.5	37.6	26.6	8.4	0.1	100.0

表-12 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	嫁	婿	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
件数	3,016	867	6,999	2,604	1,336	353	322	750	797	33	17,077
%	17.7	5.1	41	15.2	7.8	2.1	1.9	4.4	4.7	0.2	100.0

*1件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため件数より虐待者が多くなっている。

表-13 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	%
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	5,528	33.2
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	9,650	58.0
被虐待高齢者が複数で異なる対応(分離と被分離)の事例	40	0.2
対応について検討、調整中の事例	919	5.5
その他	507	3.0
合 計	16,644	100.0

表-14 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	2,152	38.6
やむを得ない事山等による措置	646	11.6
面会の制限を行った事例	221	
緊急一時保護	613	11.0
医療機関への一時入院	1,146	20.6
その他	1,011	18.2
合 計	5,568	100.0

虐待による死亡事例

[illegible]

有：	20人 (62.5%)	無	11人 (34.4%)	不明	1人 (3.1%)
----	----------------	---	----------------	----	--------------

市町村における体制整備等に関する状況

○「独自のマニュアル、業務指針等の作成」が53.9%と初めて半数以上の市町村でマニュアル等が作成された。

○「早期発見・見守りネットワークの構築への取組」「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク構築への取組」「関係専門機関介入支援ネットワークの構築取組」といった高齢者虐待防止ネットワークの構築や、「成年後見制度の市区町村長申立への体制強化」と言った権利擁護の取組について実施率が上昇し、体制整備が進みつつあるが、依然4～6割台に止まっており、市町村において今後、特に積極的な取組が望まれる。

<別紙参照>

虐待は、されても「助けて」とは言いません !!

介護保険法第1条(目的)

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう……

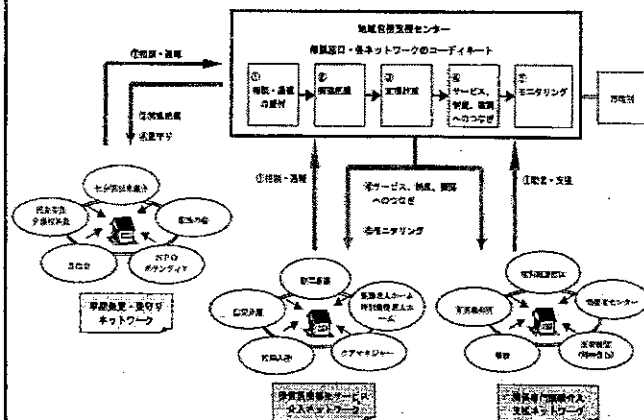
自己決定

自己責任

自己負担

が前提の契約時代、自己責任で、自分の権利を行使したり守れない時、制度も サービスも お金もあるだけでは適切に使えません。

高齢者虐待防止ネットワーク構築の例



ドイツ基本法（憲法）第一条

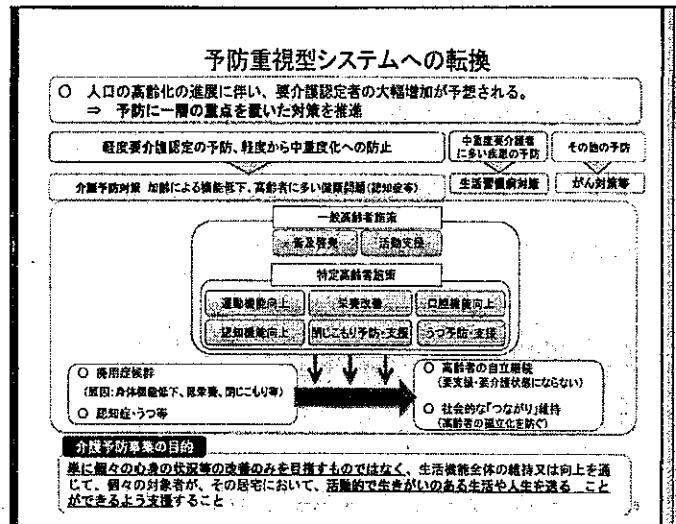
■人間の尊厳は不可侵である。

これを尊重し、かつ保護することは、全ての国家権力の義務である。

自分の力（自己責任）で生きる人の事由を保障するとともに、それができなくなった人には成年後見人をつけて、その自由を保障する。

社会のセーフティネットを整えること、公的支援・公的基盤整備は必須

～権利擁護は、社会サービスに携わる者の人権感覚が問われるもの～



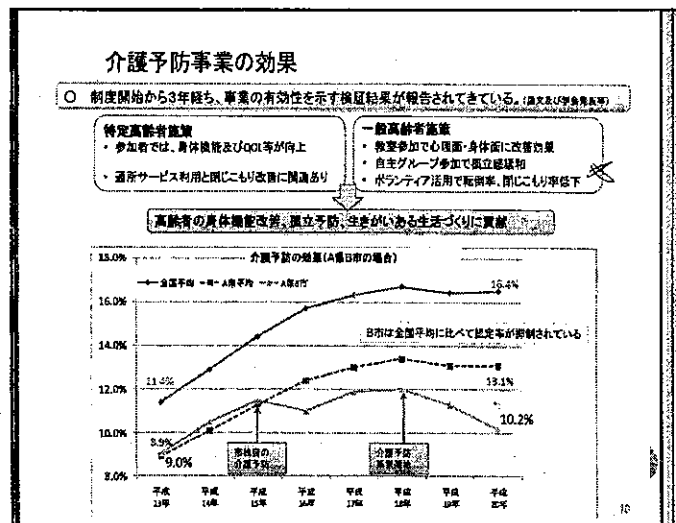
(参考) 介護予防事業の効果に関する報告例

【運動プログラムの効果】

- 高齢高齢者が運動プログラムに参加すると、運動機能やうつ傾向が改善するとともに、主観的健忘感が上昇した。
(平成21年 筑波大学の報告)
- 一般高齢者向けの介護予防目的の運動プログラムの参加者の、参加前後のデータを比較したところ、参加後に、運動機能の向上、主観的健忘感の改善が見られた。
(平成20年 熊本リハビリテーション病院の報告)
- オーストラリアでの研究で、6か月間の運動プログラムに参加した高齢者では、認知機能の向上が認められた。
(平成20年 米国立防衛医学研究所の報告)

【ボランティアの活用効果】

- 高齢者ボランティアを活用している地域では、非活用地区と比べ、高齢者の転倒率や閉じこもり率が有意に低かった。
(平成20年 東北文化学院大学大学院の報告)



目指すべき高齢者虐待対応の終結

◇「虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れる」ようになるまで(厚生労働省マニュアルより)
～分離しておわりではない、本人が望む生活へ

◆「高齢者本人も家族もそれぞれが安心して生活ができるようになること」「虐待が再発しないこと」(東京都マニュアルより)

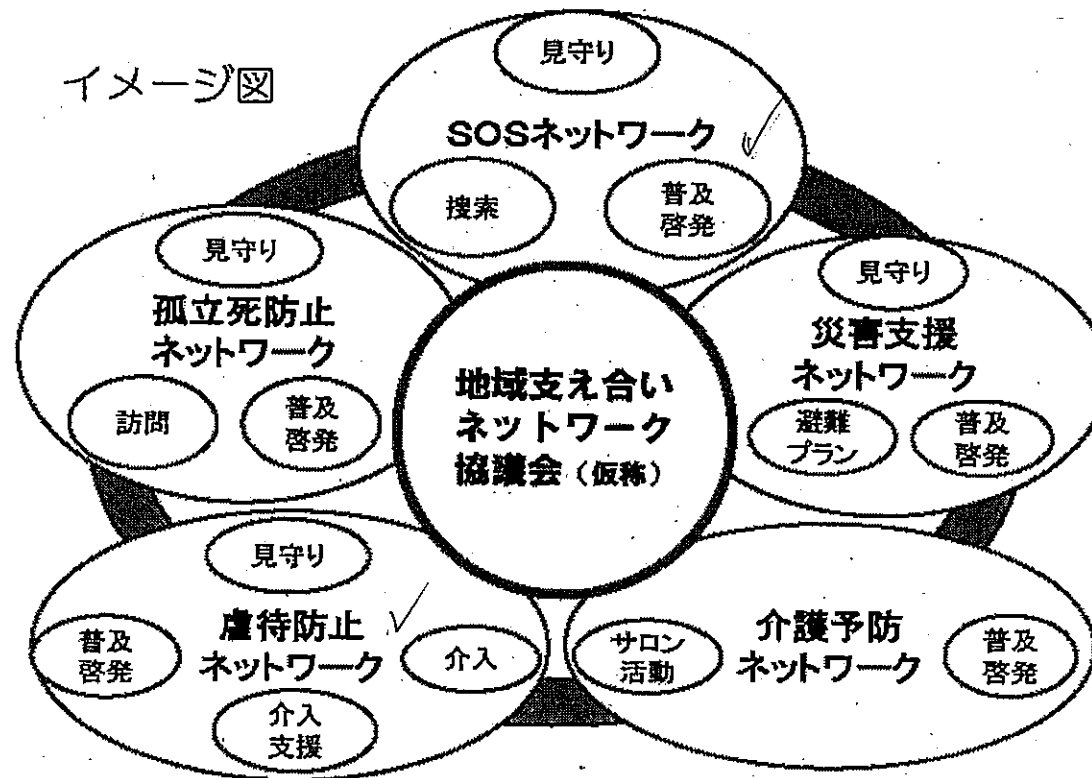
だからこそ

♥ 全ての人が、安心して生涯を暮らせるように、
虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりが望まれます。
(滝川市マニュアルより)

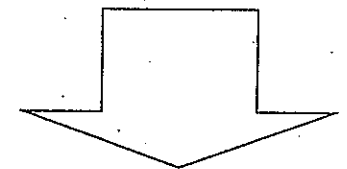
主観的健忘感

○地域におけるネットワーク連携のイメージ

イメージ図



- ・各ネットワークの有する情報の共有
- ・ネットワーク間の連携強化



要支援者を見過ごさない地域の支援体制の構築